

第16日

令和2年7月1日（水）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

ここで、執行部から、6月22日の小島清人議員の議案質疑に対する答弁の保留分がございましたので、説明をしたいという申し出があります。これを許可したいと思います。人事秘書課長。

○人事秘書課長（二宮正義君） 去る6月22日の本会議議案等の質疑の中で、報告第7号専決処分報告（交通事故による損害賠償について）の質疑において、小島議員より、「近年、複数回の交通事故を起こした職員は何人いるのか」という質疑が未回答でありましたので、この場で回答させていただきます。

市町村合併後の平成18年3月以降に、議会に交通事故による損害賠償について議案として上程、または御報告を行いました件数を報告いたします。

約14年間で、正規職員で22人が対象者数となっております、そのうち2人が複数回事故の当事者となっております。

今後とも、交通事故等の発生が起きないように、安全運転の徹底を研修等機会あるごとに指導していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、説明を終わりますが、よろしゅうございますか。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入りたいと思います。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第41号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第41号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第41号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨による被災と老朽化により現在使用できない状態にある朝倉市杷木体育センターを廃止するものです。

執行部の説明によると、杷木体育センターは昭和50年にかつての雇用促進事業団により建設され、その後、杷木町へ譲渡されたとのことでした。

委員会では、今後、杷木体育センターの解体工事が予定されているとのことから、解体後の跡地の取り扱いについて執行部に確認したところ、杷木球場及び杷木テニスコート利

用者のため、駐車場として整地し、トイレの建設も予定しているとのことです。

本委員会としましては、杷木体育センターは、老朽化と平成29年7月九州北部豪雨の被災により現在は使用されておらず、また、廃止には地域コミュニティの理解も得ていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案朝倉市ダム対策委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。組織機構の見直しにより、水政策、豪雨、異常渇水、水資源開発等に係る多様化した諸課題への対応のため、水資源政策課の業務が再編され、本年4月から「水資源政策課」の名称を「水のまちづくり課」に変更したことから、朝倉市ダム対策委員会条例において、「水資源政策課」を「水のまちづくり課」に改め、規定を整理するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第45号議案財産の取得についてです。

市立小中学校学習用パソコン等を取得するため、指名競争入札を執行し、落札した株式会社内田洋行九州支店から購入するに当たり、議会の議決を求められているものです。

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想の実現のため、その趣旨に基づき、タブレット型パソコンを1,570台購入し、内訳は、小学校5・6年生用875台、中学校1年生用440台、教師用255台です。

執行部の説明によると、入札に当たり15社を指名しましたが、12社が辞退したことから、3社による入札が行われ、株式会社内田洋行九州支店が落札したとのことです。また、取得価格は7,598万8,000円、落札率は99.32%とのことです。

委員会では、落札率99.32%と、予定価格に近い数字での落札となった理由をたずねました。執行部によると、第1回入札が不落、第2回入札で落札され、その結果、落札率が99.32%となっているとのことです。また、もともと国が1台当たり4万5,000円と設定していたことから、事業者としても価格を設定しやすかったのではないかとのことです。

さらに、タブレット型パソコン1台当たりの取得価格について執行部に確認したところ、端末のほかソフトウェア、防滴・防じんのための保護機能、画面上で入力するためのペンなど付属品等も含め、1台当たり約4万8,000円であるとのことです。

本委員会としましては、タブレット型パソコンは、特にコロナウイルス感染症対策等を考えると、これから児童・生徒にとって必要なものであり、1日も早く取得し、学習・習得することが大切であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番梶原議員。

○14番（梶原康嗣君） 何も異議はないとですが、朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の中で、雇用促進事業はかつて——年数は50年になると。もう老朽化をしておるということで、委員長報告の中にはいろんな議論が多分されたんだろうと想定をいたしますが、報告の中では、新設トイレを設置するというようなことでしたが、私に言わせていただければそれは有り難いことですが、と同時に、今までその中学生がテニスをしておる中で、クラブ活動の中で急激にわか雨等々が降ってくる場合があります。そういったときには、今までその老朽化しておった体育館に雨よけに逃げ込んでおったというような事実がありますが、それに代わるトイレじゃなくて、雨よけといいますか、にわか雨よけの小さな施設も設置したらどうかと、私は考えておったところですが、そういった議論はなされたのかどうか、ちょっと委員長にお尋ねしたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま御質問頂きました。特にテニスをされる場合、急激な雨等における雨宿りをする部分があるのかどうかということですが、大変申し訳ございませんが、率直に申し上げまして、そこまでは議論をいたしておりませんが、委員長報告で枠外かも分かりませんが、そこらあたりについては、総合的に今御意見等賜りました部分が、うまく活用できるような対策を委員会としても側面から支援をしてみたいと、そのように考えるわけでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第41号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これで討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案朝倉市ダム対策委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第40号議案ほか2件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第40号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容は、まず、市税の徴収関係において、新型コロナウイルス感染症等の影響で収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間市税を徴収猶予できる特例が地方税法で創設されたことに伴い、徴収猶予の申請手続における書類等に不備があった場合に、申請者が訂正等できる期間について、現行条例に規定する20日間を準用する改正です。

収入の減少幅については、前年同期と比較し、おおむね20%以上の場合とされています。

次に、先端設備等に該当する家屋等に対する固定資産税の課税標準の特例を定めるものです。

コロナウイルスの影響下においてもなお、該当する家屋または構築物を令和3年3月31日までに取得した中小事業者等に対し、固定資産税が課税となった年から3年間、課税標

準額をゼロとする改正です。

さらに、軽自動車環境性能割の臨時的軽減の延長です。軽自動車税環境性能割は、自動車取得時に課税される自動車取得税に代わるものとして、令和元年10月1日に導入されましたが、同時に消費税率が10%に引き上げられたことにより、需要平準化措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに軽自動車を取得した場合は、適用される税率の1%軽減することとされています。その適用期間を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする改正です。

最後に、個人住民税における改正点として、1点目に、寄附金税額控除の特例の創設です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント中止等の措置を取った事業者に対する払戻請求権を観客等が放棄した場合、その相当額を寄附金を支出したものとみなして、個人住民税の税額控除の対象とする改正です。

対象となるイベントは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であったもので、文化庁・スポーツ庁が指定したもののうち、市長が指定するものです。

2点目に、住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化です。

現行制度では、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の適用期間が3年延長され、令和2年12月31日入居分まで、住宅購入価格の2%分を3年間で減税することとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により工期が遅れた場合等を想定し、改正後は、適用入居期限を1年延長し、令和3年12月31日までとする改正です。

審査に当たりましては、固定資産税の課税標準の特例対象となる中小事業者等について、個人事業主も含まれることを確認しました。

また、個人住民税の寄附金税額控除について、福岡県内における対象イベントの具体的な事例として、キャナルシティ劇場や北九州ソレイユホール等での演劇や、福岡国際会議場でのイベント等、令和2年6月19日時点で11件が対象となっている旨の説明を受けました。

文化庁・スポーツ庁が指定したイベントのうち、市長がどのイベントを指定するかについては規則等に定める必要があり、今後、近隣自治体等の動向を見ながら決定していく予定であるとのことです。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

現行条例において、学童保育所で働く放課後児童支援員が修了しなければならない認定資格研修の実施主体は、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長と規定されていますが、本改正により、同法第252条の22第1項の中核市の長を加えるも

のです。

これにより、中核市の長が実施する研修を受講した者が、市内学童保育所において放課後児童支援員として就労できるようになることで、学童保育所の安定的な運営及び支援員の確保につながります。

本委員会としましては、支援員の研修の機会を拡充するものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第43号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の第1号被保険者の介護保険料徴収猶予を可能とし、あわせて徴収猶予を行った世帯の負担をさらに軽減するため、猶予した保険料を分割して納付できるよう規定の整備を行うものです。

介護保険料については、介護保険法第142条において、条例で定めるところにより保険者の判断で徴収猶予を行うことが可能とされています。

審査に当たりましては、分割納付を選択した場合における納付期限の具体例についてただしました。

執行部によりますと、分割前は8回ある納期を、分割後は12回とするなど、翌年度賦課分の納期との重複を避けるなどの配慮をしつつ対応していく予定であるとのことでした。

本委員会としましては、コロナ禍における被保険者の負担軽減のための改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第46号議案ほか1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇)

○建設経済常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第46号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第46号議案市道路線の廃止についてです。

川崎4号線延長23.3メートル、幅員2.5メートルについて、当路線は現在民地上に存在する市道であり、市道としての利用実態がないことが判明したため、今回廃止の手続を行うものです。

本委員会では、現地調査を行い、詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第47号議案市道路線の認定についてです。

菩提寺梅町線延長30.53メートル、幅員6から6.3メートルについて、当路線は個人宅の開発行為により、道路用地として寄附を受けたことにより認定するものです。

本委員会では、現地調査を行い、延長や幅員、アスファルトの厚み等が認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第46号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、議会運営委員会から決議案1件、議員から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議誠にありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

第48号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に上原実二を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、皆様方には、十分なる御審議を賜わり御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 次に、決議案について議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 半田雄三君登壇）

○議会運営委員長（半田雄三君） 平成29年7月九州北部豪雨災害復旧事業に係る市職員の不祥事が発生したことについて、原因を究明し、再発防止策を講ずることによって不祥事を根絶し、市民からの信頼回復に努めることを求めるとともに、議会としても再発防止に向けて専心する意思を表明するものであります。

以下、決議文を読ませていただきます。

朝倉市職員の不祥事の根絶を求める決議。

朝倉市は、未曾有の被害をもたらした平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興に一丸となって取り組み、いま再び立ち上がろうとしている。そのさなか、災害復旧事業を巡る収賄容疑により災害復旧業務に携わっていた職員が逮捕されるという衝撃的な事件が起きた。このことにより、市民の行政に対する信頼は大きく揺らいでいる。

市においては、昨年1月に職員による民生委員児童委員協議会の会計金や公金の着服問題が発生した。これは、発災直後から国・県等関係機関をはじめ全国からの支援を受け、一刻も早い再生を目指し取り組んでいく中、市民の行政不信を招き、災害からの復旧・復興への氣勢をそぐ非常に残念な事件であった。その後、信頼回復に向けた対策を示し取り組んでいた矢先に起きた今回の事件は、市民の信頼を再び裏切るものであり、甚だ遺憾である。

このようなことは、現在も継続的に他自治体より多くの応援職員の協力をいただいている状況下において許されることではなく、また、真面目に職務に精励している他の職員のやる気をそぐことにもつながりかねない。

公務員は、全体の奉仕者としての強い責任感を持ち、高い倫理規範に従って行動することが求められている。

市執行部は、不祥事の根本的な原因究明を行い、市政への信頼回復に、組織の総力を挙げて取り組むべきである。

よって、朝倉市議会は、執行部が下記のような防止策を講ずることで全ての職員がこの現状を真摯に受け止めることを強く求める。また、市議会としても再発防止に向けて専心することをここに決議する。以下、4点であります。以上です。

(議会運営委員長 半田雄三君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 次に、発議案について、提出者代表から提案理由の説明を求めます。12番柴山恭子議員。

(12番柴山恭子君登壇)

○12番(柴山恭子君) 提案理由を申し上げます。

平成29年7月九州北部豪雨から3年、甚大な被害を受け、いまだ生活再建もできない方もおられます。災害からの復旧・復興事業に懸命に取り組んでいる中、さらに新型コロナウイルス感染症は、朝倉市において陽性患者こそ確認されていないものの、外出自粛等の感染症拡大防止策により、市民の経済的損失は非常に大きく、地域経済に深刻な打撃を与えました。二重苦とも言える朝倉市の現状において、我々議員一人一人が市民に寄り添い、力を注ぐことはもちろんですが、議会としても困難な生活を強いられ、身も心も打ちのめされた市民の皆様とその痛みを分かち合うとともに、市民の生命、経済活動を支援するための一助とすべく、朝倉市とともに全力で取り組む覚悟を示すため、議会議員に対する議員報酬の支給に当たって、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、減額して支給する措置を講じたいので、この条例を制定しようとするものです。

何とぞ皆様御理解を得、賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(12番柴山恭子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時零分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について一人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第48号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、決議案第1号朝倉市職員の不祥事の根絶を求める決議についてを議題といたしま

す。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。6番小島清人議員。提案者は前にお願いします。

○6番(小島清人君) 発議案第1号について、4点質疑いたします。

まず、議員報酬削減のあり方についてですが、議員報酬は、議員にとって特に議員それぞれが生活の維持向上、また政治活動の展開等を図る上での最たる権利、基盤であり、生活権に関わる極めて重要な問題であることから、議員報酬の削減に当たっては、極めて慎重にかつ全議員による十分なる議論を積み重ねた上で、全議員の理解と承認に基づき全会一致により措置することが大前提であり、このことが議員報酬削減に当たっての基本であると考えます。

そこで、まず1点目にお尋ねしたいことは、ただいま申し上げた議員報酬のあり方についての発議案提出者の基本的な考え方について質疑します。

○議長(堀尾俊浩君) 12番柴山恭子議員。

○12番(柴山恭子君) お答えします。

私は、前回の災害においてもそうですが、今回のコロナウイルスにしても、被災された方は自分の生活の中からのいろいろなことを充てていかなければなりません。私ども議員は、それぞれの生活のための報酬ではありますが、その中にまだ大きな苦労はしておりません。何とか私は議員として被災に遭われた方、コロナウイルスでとても苦しい思いをされている方に私たちの思いを届けられればと思います。それは、各個人一人一人が行うこともとても大事です。しかし、議会として、私たちはあなたたちに寄り添いますよ、あなたたちとともに頑張りますよという、そういう姿勢が大事だと思い、この提案をさせていただきました。以上です。

○議長(堀尾俊浩君) 6番小島清人議員。

○6番(小島清人君) 次に、2点目にお尋ねしたいことは、議員報酬削減を措置するに当たっては、極めて慎重にかつ全議員による十分な議論を積み重ねた上で、全議員の理解と承認に基づき全会一致により措置すべきものと考えますが、この議員報酬削減についての全議員によるこれまでの議論の経過としては、時系列的に、いつ何回行われ、その結論はどのようになったか。また、その結論について、発議案提案者としてはどのように取り計らわれたか、その考えについて質疑します。

○議長(堀尾俊浩君) 12番柴山恭子議員。

○12番(柴山恭子君) まず、私は議運にこのお話をいたしました。議運の中で、こうい

うことをしたいと思いますが、皆さんの賛同は得られますでしょうかという提案をいたしました。その中では、さしたる反対意見も出ず、私はこのまま通るものと思っておりましたが、次の臨時議会の折、反対意見を承りました。全員一致であるとするれば、反対の方がおられればこのことは通りません。私は、苦しい思いをする朝倉市民のために議会が何としても寄り添うべく、この条例を制定したいと思いましたが、私はもちろん全員一致が最大に、これはもうそうなればとてもうれしいのですが、そうならずともこの条例を出すべきだと考え、出しました。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島議員に申し上げます。同一議題で3回になっておりますので、（発言する者あり）暫時休憩します。

午前11時6分休憩

午前11時11分再開

○議長（堀尾俊浩君） 再開いたします。

中断いたしましたけど、今の説明をちょっとさせていただきます。同一議題について3回までということをお願いしておりましたが、今、2つ言われまして、今3回目ということでございます。例規を見ましたけれど、一応3回ということでこれを捉えた場合に、次のときに2つ言っていただけますでしょうか。そういうことで了解をお願いしたいと思います。

6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） 次に、3点目にお尋ねしたいことは、2点目の質問の議員報酬削減についての、全議員による本格的な議論としては、5月19日火曜日開催の全員協議会で議論した1回のみで、この全員協議会における議論においては様々な意見が出され、その主な意見としては、全会一致で頑張るべき、議員それぞれで活動すべき、保留し次回に議論する方法もひとつ、継続してはどうか、国の第2次交付金の動き等を見て判断してはどうかなどの意見が出され、会議のまとめとしては、今回は結論を出さないということとなり、全会一致の結論を得るまでには至っていないのが現状です。

このように、全会一致の結論を得るまでには至っていない状態の中で、かつ5月19日開催の全員協議会以降も、本格的な議論の積み重ねが全くなされないままに本日の発議案が提出されたものと理解しておりますが、発議提出者は、特に5月19日開催の全員協議会における全会一致の結論を得るまでには至っていないという議論の経過をどのように認識され、本日発議案を提出されたのか。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、国の地方創生臨時交付金の第1次交付金として2億1,789万6,000円の交付を受け、朝倉市独自の支援策として、国の持続化給付金の対象外となる中小企業等への、支援事業費の交付をはじめとした支援策を講じているところであり、このような中で、国の第2次交付金として6億9,995万9,000円が交付さ

れ、朝倉市独自の支援策が拡充される予定となっております。ちなみに国から受けた地方創生臨時交付金は、第1次交付金と第2次交付金を合わせて9億1,785万5,000円となっております。

このような状況下において、朝倉市独自の支援策の展開状況、また新型コロナウイルスの秋口から年末にかけての第2波、第3波の感染対策状況を見極めつつ、さらに朝倉市独自の支援策の拡充が必要な場合には、原点に立ち返って、議員報酬削減についても全議員の理解と承認の下に、全会一致で当面9月議会に提案することも考えられるところであり、これらの状況を見極めることなく、かつ基本的には5月19日開催の全員協議会の議論の経過を尊重、継続すべく、このルールを無視する形で、なぜ本日全議員の理解と全会一致の承認を得ることなく突如提案されるのか。全ての議員が納得でき得るよう、その緊急的必要性の明確な根拠について質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 小島議員、あと1つ続けてお願いします。6番小島清人議員。

○6番（小島清人君） 以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） 小島議員のおっしゃることはよくわかります。何よりも議会では、全議員一致でこのことを行うことはとても大事なことだと私も思っております。しかし、それを待てば、この条例は決して制定されないものだと、申しわけないんですが私は思っていました。

豪雨の時、日本中の皆様から様々な支援を受けました。もちろん義援金もそうです。義援金は、皆様が日々生活する中から充てられたものでしょう。日本中の人から送られたこの義援金のありがたさに私は震えましたし、また、ボランティアで来てくださる皆様にも頭が下がりました。私たち議員もそれぞれに、個人的にはいろいろな行動を取りました。しかし、あのときはあまりにも動転しており、こういう条例を制定しようというのに行き着かなかったのです。

今、私たちに何ができるか、私に何ができるかだけを思っておりました。その中で、行動したのが私だったと思います。このコロナウイルスに対して、国からの大きな支援があります。しかし、私たち市議会議員として、議会として市民に寄り添うことはとても大事なことだと思います。あなたたちの意見は、私たちが伝えます、私たちは、あなたたちに寄り添います、そんな気持ちが大事だと思い、何かどういう形でか市民の皆様それぞれに発信できないかと思いました。国の予算等に比べれば微々たるものですが、これを何とか議会として通すことが、市民に寄り添うことだと私は思っています。小さなものかもしれませんが、国に比べれば、何もできないかもしれませんが、それは私たちが頑張っている気持ちです。あめ玉1個分にもならないかもしれないけれど、私たちは市民に寄り添う、そしてこの災害からもコロナウイルスからも、戦う人たちのそばに寄り添っていきたいと思い、この条例の提案をいたしました。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに質疑はありますか。14番梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） 5月の全員協議会の中で、こういった議論はさせていただきました。私も当初は、その当時は熱く話をさせていただきました。

そういった中で、今回、全協があったときには、新型コロナに対する発議をしたいというような、僕は捉え方ではなかったのかなと考えておりますが、しかしながら、今回は、九州北部豪雨も合体したような条例だと僕は捉えておりますが、これは僕に言わせれば、九州北部豪雨はそれぞれ、発議者も——知つとるごと、あなたも一生懸命九州北部豪雨には英知を出して頑張っていたいただきました。汗を流していただきました。感謝申し上げます。

そういった中で、僕は九州北部豪雨と、何でこの時期に合体したところの発議案を出したのかな、が1点。それから、近隣の市町村もありますが、そういった動向はどうなっているのか。新聞等々によりますと、県知事はじめ首長さん方々はボーナスのカットとかそういったもので新型コロナにも対応していくというような記事も出ておりますが、それと同時に、僕は全員協議会の中にも——何が言いたいかわちゅうと、全ての方が寄り添うような被災者、それから痛みを分かち合うような被災者であれば、僕も賛同します。しかしながら、林市長も知つとるごと、私は当時副議長をしておりましたが、中島議員が議長でした。その被災者の会に呼ばれました。もうめった打ちに遭いました。で、とにかく今日、今晚はマスコミも新聞記者も入つとるから、忍の一字で耐えてくださいということで、私は本当もうだいたい机を返したいような気分でありましたが、忍の一字で耐えたときもありました。そういった中で、その全ての方々にそりゃ寄り添わないかんですが、中にはいろんな団体、いろんな支援金、いろんな備品がくる中で、それを悪用とまでは言いませんが、そういった事例も見られたと。中には警察も介入しようかというような時期もあったというような方々も多分含まれておるんじゃないかなと想定しますが、この提案理由の説明は大まかに言うところでもいいですが、九州北部豪雨に関わるならば、具体的にどういったところに支援をするのか、我々の報酬をどういった部分で支援をするのかはお尋ねしたい、それが2点です。

そういったところで、我々の報酬は、それはもうカットして、そういった部分で有効に使うというのはいいですが、やもすれば、例えば筑前町、東峰村がどんなふうな議員報酬を削減して、西日本豪雨それから九州北部豪雨、コロナ等々に分け充てるのか私は知りません。しかしながら、私に言わせると、朝倉市議会は本当にありがたい報酬を僕は頂いております。しかしながら、小さな町、村においては、本当その報酬では食うちやいかれん、生活がでけんというような町議会、村議会——私もかつては杷木町議会に所属しておりましたので——そういったところで10%もカットするならば、やもすれば月額報酬が16万円になったような杷木町時代もありました。そういった部分もやはり考慮しながら、考えながら発議案として提出していただいたのかどうか、もう少し細部にわたってのことが知りたいということで質疑をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） なぜ九州北部豪雨のことを入れたかと梶原議員はおっしゃいました。私は、あの臨時議会のときに梶原議員から（「全協やろ」と呼ぶ者あり）全協のときに梶原議員から、杷木の人から「自分の家は崩れてもおらんが、田んぼは流されてしもうて、どげんして生活するとな」ち何度も相談を受けたとき、自分はどうしようもなかったとおっしゃいました。あのとき私は、できることは何でもやろうと思いました。体育館に行って、「何が大変なと聞かれりゃ、水がないのが大変」とおっしゃいましたので、いろいろな建築屋さん、井戸屋さん、水道屋さん、いろいろな人、ボランティアを集めてあそこに井戸を掘りました。それは、いろいろな意見をあそこから聞いたからです。「毎日弁当では……」ちゅう意見を聞いたときには、女性の会を引き連れて、みんなで何か家庭的な料理はできないかと、家庭的な料理を作らせていただきました。しかしそれらは、私が知り得る限りのことをただけです。梶原議員も御存じのように、一緒に行ったとき私はあの泥の中に落ち込みました。それは、体験したからこそ分かることです。「それならお前は、この議員報酬の削減した分を大体何に使おうか」と言われたとき、私は分かりません。皆さんの意見をよく聞いたわけでもなし、コロナで大変な思いをしている人たちの意見を一人一人聞いたわけでもございません。しかし、国がこれだけのお金を出し、市がこの災害復旧の苦しい中、独自の政策を組んでいたということは、とても大変なことだろうと私は思いました。だからこそ、今回は梶原議員の言葉が身にしみました。

議員報酬をカットするという事は、あらゆる朝倉市民の困った皆様に寄り添うということ、それは議員一人一人が思う寄り添い方ではなく、議会として、市民全体になるような、そんな報酬削減でなければならないと思います。それぞれに、いろいろなことをなさっています。子ども食堂もそうでしょうし、今血液が足りないときに、輸血のその血液を何とかするために応援にも行ってあります。私たちは、私たち議員個人として知り得ること、でき得ることはいたします。しかし、朝倉市全体を考えたときに、どうしようかと思うとき、議員一人一人の行動では市民には伝わらないのではないかと私は考えます。

私は、朝倉市の市民のこの大変な皆様方に、朝倉市から議員報酬を削減し、少しでも何かの役に立てばと思い、この提言をいたしました。梶原議員、これで納得していただけましたでしょうか。（発言する者あり）ごめんなさい、近隣のことも、この提案をしようと思ったときに、いろいろな方に相談しました。正式にはありませんが。その時に、近隣の皆様に迷惑をかけるのではないかというような意見もたしかにありました。しかし、近隣は近隣、私たちは私たちです。私たちの思いをどうしても市民の皆様へ伝えたい、それがこの朝倉市議会として行うことだと思い、今回の提案をさせていただきました。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 14番梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） 発議者の心の根は、私は十分分かつとりますと。そういった中で

あえて言いよりますと。やっぱり近隣——筑前町、東峰村、それからうきは市等々が、どんなふうな状態かは私は一切知りませんが、しかしながら、筑前町、それから東峰村等は広域行政も組んでおりますので、例えばの話、朝倉市がこういった発議案が可決された、そんなら東峰村の村議会も、ほんなら朝倉市もこげんなったが、我々も当然せんことには住民感情が許さんとじゃねえやろかというようなことが必ずこりやもう起きてくる。そういったときには、やっぱり月額報酬がて、多分幾らか知らんが、18万円か16万円かそんぐらいじゃろうと思うが、そういった中で、やはりそういったその弱者ちゅうたらいいませんが、村議会の方々も一生懸命やりながらの月額報酬から、そういったものをまた差っ引かれる、そういった部分においては、やっぱり朝倉市は朝倉市、東峰村は東峰村ち、そんなふうに発議者は言いますが、私は違うと思う。やはり朝倉市は近隣の市町村のリーダーとなって、やらなときにはやらないかんが、そういったところの小さな村議会等々の思いやり、思いやりもて、やっぱり僕は必要じゃねえかな、そんなふうにして近隣はどんなふうな状況ですかというようなことを言わせていただきました。

それから、最後になりますが、僕は本当にそういった悪しき——悪しきちゅうたら言葉が乱暴ですが、そういった被災者の中でからたい、そういった方々に我々の大事な報酬はびた一文やらん、やられん僕は、と思いますが、もう一遍そこ辺のところをて、発議者の意見を聞きたいと思えます。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） 私は、梶原議員からいろんなことをお聞きしました。そして、その中から考えて考えて、いろんな人がいらっしやるとしても、それは朝倉市議会としては何としてもこの条例を通すべきだと考えました。

今回私は、九州北部豪雨も含めて6カ月の提案をさせていただきました。しかし、ほかの町村にも10万円の定額給付金は来ております。これを報酬と鑑みあわせて考えることができれば、それはそれでいいのではないかと私は思っております。梶原議員には大変申しわけありませんが、私はあの豪雨のとき、議会として何もできなかったことに非常に後悔しております。自分としてはしたつもりでした。しかし、議会として何もできなかったことは非常に後悔であります。私は皆様に何としても市民に寄り添っていただきたい。議会は市民とともにあります。あなたたちの意見を聞いて、この議会は回っていきますというような思いを市民に伝えたいと思い、この提案をさせていただきました。梶原議員には御不満でしょうが、私の気持ちも十分御理解してあると思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 3回ということですので。（発言する者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御了解願います。討論じゃなくて質疑ということで、質疑でいいですか。

○16番（実藤輝夫君） 質疑です、3回でしょ。

○議長（堀尾俊浩君） はい。

○16番（実藤輝夫君） 3回ね、だから、やり方を一問一答で聞いたほうが分かりやすいかなと思っていましたけど、3回ですのでね。

提案者の気持ちは全く私も同感です。私もささやかながら九州北部豪雨にはそれなりに関わってまいりました。一般質問でも前回6月議会でやりました。

ただ、冷静に、議会、議員の仕事、役割とは何なのか、この間考えてまいりました。たしかに、気持ちとしては市民に、被災者に寄り添う気持ちは恐らく柴山議員、そして私も含めて全員一緒だろうと思います。誰が上、誰が下、そういうことはない。ただ、冷静に考えたときに、どういう方法でやるのが一番いいのかなと私もいろいろ考えました。職員の方とも公職選挙法、私来て、それを開きながら、どうやったらこの10万円を、その時ですよね、市民あるいは食堂、中小企業、打撃を受けた人に還元できるのかなと、いろんな方法を考えて、エールフラワーなんかは非常にいいというような話をしてまいりました。

質問の1つとしては、まず、このような状況の中で、議会議員としてとり得べきことは2つある。1つは、議会としては、議員としては、執行部に物申すという、これが議会ルールです。チェック機能と提言をしていくという。そして、市長を中心とした行政の方々と議会の、あるいは個人個人の意見を述べながら、具体的に施策として実現させていく、これが議員の大きな仕事です。今回、もう一つ出てきたのは、生活給としての10万円が出てきました。これをどうするかという話が前回の提案者の中心課題でした。そのときに、報酬を削減するということの意義を、実効性は一体何があるのかと。先ほども6番議員、14番議員からも質問がありました。一般会計から私たちの削減した部分が執行されないで、決算時点において、ただ執行残として歳入歳出の計算に出てくるだけ。じゃあそれでいいのか。それじゃなくて、先ほど14番議員から言われた、私もいろいろ考えました。この削減をした金額が、行政として、市長を中心としてどのように生かされるのかというのは、私たちの権限ではない。たしかに削減することによって寄り添ったという気持ちを、市民、被災者に与えることは非常に重要なことではあるかもしれない。それは全く一緒です。ところが、やっぱり変な言い方ですが、何々するより金をくれという、こういう生々しい言葉は、こういう場所で使うべきかどうか分かりませんが、私がそうだったらそう思います。少しでも助けてほしい、現実的に。そのためには、やはり行政の中に議会が積極的に関わる、この問題だろうと思っています。

今回、6番議員からも話がありましたように、2次補正で地方創生臨時交付金として、驚くべき——私も驚いたんですが——約7億円が来た。じゃあ実際に、皆さん、提案者の4番議員も、それから12番議員も、今回の一般質問で市はコロナ対策を十分にやったということが発言されました。私もそういう発言をしました。そしてまた、7億円をこれから行政はいろんな知恵を出してやると、これは市長がそういうふうに答弁をされました。そ

このところを考えたときに、この現状として、私たちはその7億円という金が、コロナ対策、あるいは関連付けて九州北部豪雨の金として——これ関連してますから、まさに避難所、その他いろんな面で今苦しんでおられる九州北部豪雨の爪痕を残した人たちに対して、この7億円をいかにやっていくのかというのが、これから私はその電話ばもらったときに考えました。いかにこれを私たちは市民、被災者に寄り添いながら、具体的に喜んでいただける施策を打ち出していけないかなと、だからまたこの話はこれからだろうと思っています。

質疑の1番目ですが、これをどう思われるのか。7億円をいかに提案者が言っておる市民に寄り添う形でやっていくという方法を提案し、市長以下執行部とともに実現して喜んでいただけるということを考えていくべきではないのかというのが1つです。

2つ目、今回の話で、私も長くおりますので、議員報酬、議員定数削減というのは、議員に関わる——新人議員の方もぜひお聞きいただきたいと思うんですが、これはまさに6番議員から話が出たように、十分に議員定数削減、あるいは議員報酬の増減については審議した経過があります。ここ数年、議員報酬についてはありませんが、議員定数は審議した方は何人もおられると思いますが、議員一人一人の意見を聞きながら、そういう合意の下に定数削減をしてきた。私は昭和58年のときに、何回も言うように、非常に赤字再建団体のときには議員報酬削減もありました。これは喜んでということじゃありませんけども、全員これはやらないかん、これは市長以下そういう考えの下に、行政と議員が、議会が一緒になって議員報酬を削減しました。総論的な話よりも、ここに朝倉市議員報酬及び特別職給料審議会条例、これは市長以下三役と、それから議員の報酬審議会というのがあります、恣意的な思いのままに増減、ふやしたり減らしたりしたらいかんということで、きちんとしたルールがあるんです。審議会が答申する——そして3回ですので、何かこう挨拶がありよるけども、重要なことですから、先ほどからずっと聞いてきて、まだそこまで私の時間もいっていませんので、一応言わせてください。私も追及するとかで質疑をしていませんので。十分に話し合いながら、議会と議員としてはどうあるべきかということ冷静にルールに基づいてやるべきことはやらないかなということ言っています。この審議会は、市長が審議会に諮問して、議員のあるべき報酬あるいは市長の給与、三役の給与というのを決めていきます。やはり、諸般の事情で、先ほどから話が出ていましたように、議員報酬、市長給与は大体2つです、削減する場合は、1つは、不祥事件が起こったとき、責任を取って削減する。議会も一緒です。議会として不祥事件が起こったときは、議会として責任を取る。それから先ほど昭和58年のように、もう経常収支比率が100%になる、赤字再建団体に落ちるかどうかわ、これはもろ手を挙げて市民に3%の削減を、補助金カットをさせ、職員も2%定昇ストップ、2年間させたという状況の中では、みんながそれを何とか乗り切ろうという全会一致でやってきた経過があります。そういったことを踏まえた上で、この議員報酬審議会ということをお聞きかどうかわ、そしてそれについてど

ういうふうなお考えをしているのか。報酬削減は必ずこの問題をきちんとして対応していかなきゃならんというふうに私は今まで経験をしております。これが議会ルールだというふうに思っております。

これはなかなか最近はありませんので、私も忘れたところがありましたけども、やっぱりそれがあると。まず、この2点について、少し話が長くなりましたけど、要点分かりましたか。9億円、7億円近くの交付金が来た、これを議会議員として、市長とあわせて具体的にやっていくということのほうが、一般会計に流れていって、市長のほうに数百万円の議員報酬を何とかしてくれというよりも、そちらの方を優先して、今回はすべきではないかというのが私の考え方、1つ。それから、報酬審議会ということを無視してこういう話をしていけば、議員報酬の増減は、このメンバーで議員発議でできるという形になれば、本来の趣旨に合わなくなるのではないかという、これは議会ルール、行政ルールとして存在しているということ、どう理解されるかということです。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） まず、国から来る交付金のことですが、これは、これまでの行政のやり方を見ていますと、非常に立派です。よくやっていると思います。いろんな課が、いろんな係が、いろんな事を持ち上げて、それを上層部が取り上げる。例えば、子どもが生まれたときに5万円でしたっけ、あれもそうでした。今度の手続を何とかして市民に代わり、行政としてやろうではないかということも立派でした。もう約9,000万円ほどのお金ができています。

私たち議員は、職員のように、そのことに特化してできるのを、私はできません。私はいろんなことを持ちかけられたときに、それに対して一生懸命はしますが、市職員ほどのプロではありませんので、市に介入しながら何かをするということではできませんが、市に対して、行政に対していろいろな提案をさせていただきます。それとは別に、たったこれだけのお金、何億から比べれば少しのお金でしょう。でも、それは議会としての心意気です。議会として、何とか市民に寄り添おうという気持ちです。職員は、国から来たお金を何とか市民のために生かすことはできないかと日夜頑張っておられると思います。これが、今回行政がいろいろな事業を持ち上げてきましたが、それに私が非常に感銘した部分です。朝倉市は決して能力がないとはいえません。皆さん一生懸命頑張って、いろんな提案をしていってくれるはずですよ。それを上層部が取り上げ、こういうことはどうだろうかと思ったときに、今回のように立派な事業ができると私は思っております。

もう1点、報酬審議会のお話でしたが、私もよくは存じませんが、報酬審議会とは何か月の報酬削減とかではなく、議員の報酬を上げましょうとか下げましょうとか、そういうことを話す委員会だったと私は思っております。

1つ実藤議員にお伺いしてもよろしいでしょうか。（発言する者あり）実藤議員は、合併のときに副市長2人制になったときに、全員一致で報酬の削減をされました。すばらし

いことです。全員一致をもって報酬の削減をされたことはすばらしいし、実藤議員の文章も読ませていただきました。非常に朝倉市のことを思い、熱く書かれておりました。私は、今回あの文章をそのままここに持ってきたかったほどです。

そんな中で、それぞれ議員の気持ちはみんな一致していると思います。朝倉市を何とかしたい、朝倉市の住民のために寄り添いたいというのは、皆さん持ってある。そして、いろんなことが行われていると思いますので、実藤議員、お前は何も知らんのかち言われそうですが、私はそう思っております。すみません。

○議長（堀尾俊浩君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） あなたは何も知らんのかとは、そういう失礼なことは言いませんよ。今日は迫及する場じゃありませんから、みんなで議会議員としてどうあるべきか、どれが一番いい方法なのか、行政、ちょうど市長もおられるし、副市長みんな幹部の方もおられます。一緒にこうやって考える場を提供してもらったということでは、非常に感謝しています。だから、言葉のトーンもそんなに強くはないでしょ。

議会審議会の話は、ここに先ほど事務局のほうからもらいまして、だから、条文としては、まさにこれに当たる条文なんです。中身が6カ月なのか通年なのかという問題だけです。それは載っていません、これには。

それで、結局先ほどから話がありますように、報酬審議会がなぜできたのか。これ、市長諮問です。2回目の質問に入りますが、私、一般質問のときに、市長、あなたは今回給与を削減する気がありますかと質問しました。市長は、今のところ考えていません、できる限りのことは行政としてやります、2波、3波が来たときにはその時点で考えることもあり得ますと、もう速記録もらいましたので確認をいたしました。私もそうなんだろうと思います。今回の議員報酬削減というのを考えたとき、どこの市も、まず市長以下——5市ぐらいですけど、29ある市の中の5市ぐらいが市長、首長が報酬削減とかボーナス削減をしているんです。やはり、市長という役職の中で、それをどうするかということを、この審議会も市長諮問ですから、中心的に考えていく、そしてそれに連動した形で議会も議員報酬削減というのを受けて、あるいは自分たちで考えながら一緒にやっていくというのが従来からのやり方であるし、今回なされておるコロナ対策の首長以下の三役の報酬削減はそのようになっているというふうに認識をしております。

よそはよそ、ここはここという考え方よりも、やはり議会ルールというのは共通する部分と独自性がある部分と2つ確かにあるんです。しかし私は、長年ずっとやってきて、いろんなこと、紆余曲折がありました。今回このような状況の中で、財源がなくなってしまった、あのとき私の熱い文章を読んでいたという発言をいただいて、あのときはどうなるやろか、赤字再建団体か自主再建をするのかという瀬戸際のときに、自分たちをみずからして全員でした、市民まで。先ほど言ったように全員がその財政難に対処しようというときの議員報酬削減です。だから、今回その7億円がない、今、市がコロナ対策に

対して財源がもうない、そういうものときに議会として議員報酬を審議して削減するというのは、私は賛成をすることもあります。しかし、状況は全く違う。今、市長以下恐らく約7億円の金を幹部の方たちはどうやって市民が喜んでいただけるようなものに使おうかと思って、これから日夜検討作業に入っていくかと思う。そのときに、寄り添うというのを先ほど私と柴山議員の議員としての捉え方が違うのか——一緒だと思うんですけどね。個人個人でできるものは限られているが、議員という立場によって、市長に提言することによって市民の声をこういうものに使ったらどうか、これは米をどうするかという話もそうですよ。公平公正なやり方の中で、農業の産品を買って、もらって、そしてそれをそれなりの人たちの対象者に渡していく、これは100のうちの1つの方法ですけど、そういったことをいっぱいやっていくのは、やっぱり行政の力です。これは議員の力ではない。

私は、この前も言いましたように、生活給としてやっている私としては、やはり今度の10万円、十分に私は自信を持って市民のために使っていると言えるんですが、もう10万円どころじゃありません。それはそれとして、という考え方をする人もあるでしょう。しかし、やっぱり大変な生活に今陥っています。皆さんもそうなんじゃないかな。それでもなおかつ削減するというのは、全く昭和58年のような状況だったら私は賛成するけども、こういう形の場合にはないと思うんですが。私の文章を読まれてお考えだったので、このような状況の中で、市長は削減を考えていないと答弁されました。それについて、私は、柴山議員は行政を非常に高く評価し、一緒に連動してこられた経過、先ほどの言葉もそうです。何で、市長以下しないということで、話をされて一緒にやろうじゃないかというのが、本当の意味で両輪のごとくという、ひとつの今回市民に寄り添うという言葉がテーマになっていますけども、市長以下、そして議員もやるという話に何で持って行っていただけなかったのかというのが残念でなりません。その点、いかがお考えですか。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） 力不足でございます。皆様の賛同を得られなかったことも、市幹部の賛同を得られなかったことも、ひとえに私の力不足でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 私は、本当にこういう問題は感情に流れてはいけないと、だから私も言いたいことがたくさんあるんだけど、思いが。でも冷静にそして提案者の気持ちを汲みながら私なりに言っています。だから、力不足とか何とかではなくて、こういう提案されてきたということ、私は非常に高く評価します。結論は別です。ただ、この提案が、少なくとも私、ほかの人もそうですけど、どうやって市民に寄り添い、喜んでいただける施策を、その7億円という与えられた金だけではなくて、これは一番大きな課題です。もう一つ、私として一議員として、あなたと同じようにわずかですけどもささやかに食堂に行き喜んでもらい、スナックに行き喜んでもらい、品物を買って、こういうのができます、皆さんでやりましょう、職員のエールフラワーはその一つでしょうけど、こういう話を聞

けば、いろんなことをやろうじゃないかというふうに今、話が出ておると思います。

個人の報酬を削減することによって、それをするほうが現在の時点でいいのかということはこの課題として、私は質疑をいたしています。力不足だとか、賛同を得られないとかそういうことよりも、みんなそれぞれがそれぞれの考えを持って質疑をしたり、あとで賛成、反対の討論がされると思いますけども、そういう気持ちです。だから、柴山議員の今回勇気ある、熊本議員の勇気ある提案はそれとして、私は高く評価します。結論としては別です。やはりそれぞれの方法を十分に、社会状況を考えながら、他市町村、職員、朝倉市民、一番いい方法は何かというときに、3番目の具体的なことを考えていく、これが一番いいことだろうと議会議員としては思います。それについて、まだ御答弁はあっていませんけども、先ほどは。やっぱり議会として、執行部と一緒にあって、削減するときは削減する、報酬、給与を。一緒にあって施策を、具体的な。これ九州北部豪雨が今度出てきたってというのは、また私はいいことだと思いますよ。ただし、それは、私たちの削減したものではなくて、みんなと一緒に9億円プラスアルファの金をコロナだけではなくて関連する九州北部豪雨のほうに使う、それは相当な金額ですよ、7億円というのは。だから、それを私たちが提案していく、議長ここは聞かれているんでね、これから合同何とか会議かな、もやっていくんで、これを徹底してやっていくことによって、柴山議員の思いがこれに還元されてくるといいなというふうに思っています。それについていかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 12番柴山恭子議員。

○12番（柴山恭子君） ありがとうございます。

私はここにぽつんと1人立って、皆様の意見を聞きながら、「ああ、こう言おうか、こう答えようか」といろいろ悩んでおりましたが、最後に褒めてくださいましたことで、何となくほっといたしました。まるっきり私の考えが間違っているのかとしばらくは非常に後悔をいたしました。私は市の幹部の皆様と一緒に行動できないことは非常に残念ではありますが、議会として——議員としてはもちろん頑張ります。議員としては、私のできること全てやらなくてはならないと思うことは一生懸命やります——ただし、議会としてもみんな一つのところに向かって頑張っただけで、その気持ちを市民の皆様にも感じていただきたかったのが、私の考えです。実藤議員には、非常に申し訳ありません。褒めてまでいただいたのに、ましな、なんか、できませんで、申し訳ありません。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに本件に対しての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

皆様方に申し上げます。次のスケジュール等がございますので、続けていかせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第48号議案及び発議案第1号については、会議規則第35条第3項の規定により、決議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第48号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり同意されました。

次に、決議案第1号朝倉市職員の不祥事の根絶を求める決議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。7番佐々木明子議員。

○7番(佐々木明子君) 決議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

未曾有の平成29年九州北部豪雨災害から3年が過ぎようとしております。行政、市民一丸となって復旧・復興に取り組んでいる中での今回の市職員による収賄事件は、衝撃的なものでした。今、調査が行われており詳細は分かりませんが、市民の行政に対する不信は大きなものと考えます。原因を究明し再発防止策を講じ、不祥事の根絶に取り組まなければなりません。そして、市民への信頼回復に努めることが、行政また議会に課せられたものと考えます。以上のことを真摯に受け止め決議案に賛成いたします。

○議長(堀尾俊浩君) ほかになければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

○議長(堀尾俊浩君) 6番小島清人議員。

○6番(小島清人君) 私は、発議案第1号について、反対の立場で討論をいたします。

このたびの議員報酬削減の発議案は、議員にとって特に議員それぞれが生活の維持向上、また政治活動の展開等を図る上での最たる権利、基盤であり、生活権に関わる極めて重要な問題であることから、議員報酬の削減に当たっては、極めて慎重にかつ全議員による十分なる議論を積み重ねた上で、全議員の理解と承認に基づき全会一致により措置すること

が大前提であり、このことが議員報酬削減の発議に当たっての基本と考えます。

しかしながら、議員報酬削減問題のこれまでの経過としては、私の先ほどの質疑で明らかのように、全議員による本格的な議論としては、5月19日開催の全員協議会で議論したのみで、しかも、結論を得ないまま現在に至っているのが現状です。このような状況下において、本日発議案が突如として提出されたことは、特に議員報酬削減の発議の手続のあり方として、議会制民主主義の根幹をも揺るがしかねない極めて重大な問題であり、容認できるものではありません。

また、私が先ほど質疑した、特に議員報酬削減については、全議員の理解と承認が得られていない状況下において、かつ国の地方創生臨時交付金の交付を受け、朝倉市独自の支援策が執行部の努力により一定の成果を上げつつある状況の中で、特になぜ突如として議員報酬を削減しなければならないのか。その緊急性の根拠の明確化について、また議員報酬削減を発議するに当たっての基本は、極めて慎重にかつ全議員による十分なる議論を積み重ねた上で、全議員の理解と承認に基づき全会一致により発議を行うこと、このことが大前提であり発議の基本であるが、現実はこの基本とは真逆に、全議員による十分な議論が行われず、全議員の理解と承認を得るまでには至っておらず、かつ全会一致に至っていない状態の中で、議員報酬削減を発議することの正当性について、その緊急性の必要性の根拠の明確化等について、明確な回答を得るまでには至っておらず、議員報酬削減に当たっては、民主的な発議のあり方を強く求めるところであります。

私のこのたびの新型コロナ禍に対処すべき基本的姿勢としては、コロナ禍に係る被災者等に対して可能な限りの支援を図ること、このことを基本姿勢として、朝倉市独自の支援策の展開状況、また新型コロナウイルスの秋口から年末にかけての第2波、第3波の感染対策状況を見極めつつ、さらに朝倉市独自の支援策の拡充が必要な場合は、原点に立ち返って全議員の理解と承認の下に全会一致を基本として、その支援に努めてまいる所存であります。

以上、ただいま申し述べた主な理由により、発議案第1号を今議会に提出することは時期尚早と判断いたしますので、発議案第1号についての反対討論といたします。以上。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。4番熊本正博議員。

○4番（熊本正博君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、柴山議員が提案理由を申しました。それから質疑に対する回答もしました。

現在、新型コロナウイルスにより日常生活に大きな影響が出て、市民に不安をもたらした未曾有の状況となっております。また、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復旧・復興事業に取り組んでいる中、大変な思いをしている、また苦しんでおられる方、朝倉市民のために私たち議会議員も支援が少しでもできればと思い、今回の提案に対し賛成といたします。後悔はしたくありませんので。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。なければ、これにて討論を終了します。

今、ちょっと8番議員が出ていますので、トイレだと思います。待ちたいと思います。
暫時休憩いたします。

午後零時10分休憩

午後零時11分再開

○議長（堀尾俊浩君） 再開いたします。

それでは、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の皆様の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（堀尾俊浩君） ありがとうございます。

報告いたします。起立少数であります。よって、発議案第1号は否決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時12分閉会